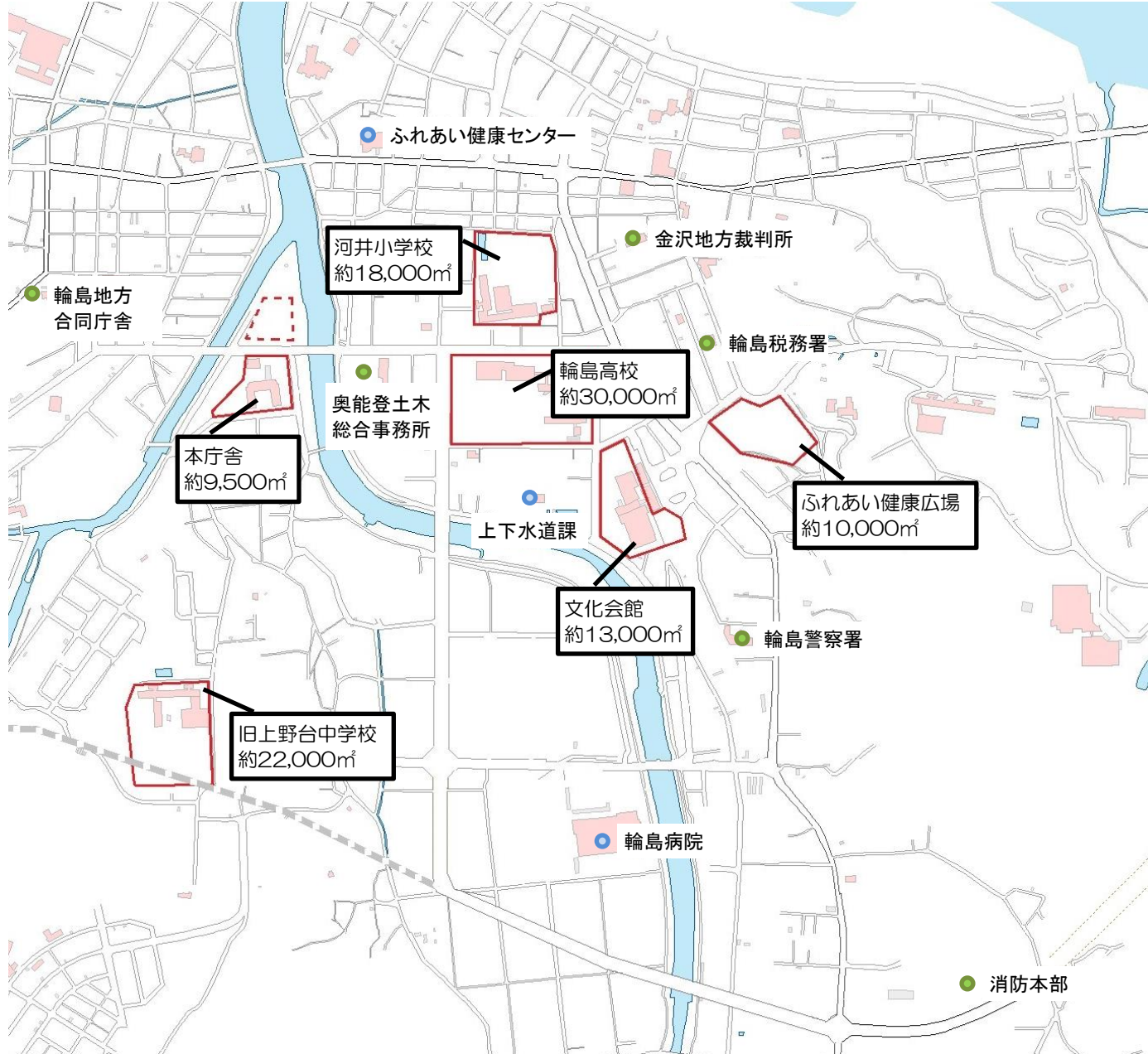


〈庁内検討委員会による検討案〉



その他

- ・鳳至小学校
- ・マリンタウン
- ・旧輪島実業高校
- ・新規用地取得
- ・耐震改修を含めた改修

(参考)

・地方自治法

第四条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。

○2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当っては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

○3 第一項の条例を制定し又は改廃しようとするときは、当該地方公共団体の議会において出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。